

# 社会福祉法人信和会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信和会（以下「本会」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

## (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- ① 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- ② 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に【別表1】の通り報酬を支給する。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- ① 報酬については、【別表2】に定める額
  - ② 賞与については、【別表3】に定める額
  - ③ 通勤手当については、賃金規程第19条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

## (報酬の総額)

第5条 役員等の各年度における報酬総額は、次のとおりとする。

- ① 理事の各年度における報酬総額は、800万円以内とする。
- ② 監事の各年度における報酬総額は、30万円以内とする。
- ③ 評議員の各年度における報酬総額は、定款第八条で定める金額の範囲内とする。

## (当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。ただし、施設業務日以外のものは、除く。

## (報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- ① 報酬については、賃金規程第3条の規定に準じた日とする。

- ② 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

(1) 平成30年 6月14日 一部改正

【別表1】非常勤役員等の報酬額

理事会・評議員会への出席	…	日額	10,000円(手取り)
法人及び施設業務のための出勤	…	日額	10,000円(手取り)

【別表2】常勤役員等の報酬

理事長	…	月額	500,000円
理事	…	月額	300,000円

【別表3】常勤役員等の賞与

理事長	夏季(6月)	…	報酬月額報酬	×	2.0か月
	冬季(12月)	…	報酬月額報酬	×	2.0か月
理事	夏季(6月)	…	報酬月額報酬	×	1.5か月
	冬季(12月)	…	報酬月額報酬	×	1.5か月